

秋田県告示第351号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を秋田県建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年7月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 都市計画の種類及び名称
秋田都市計画及び河辺都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分 秋田都市計画及び河辺都市計画の区域
- 3 都市計画の変更年月日 平成26年7月1日

秋田県告示第352号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を秋田県建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年7月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 都市計画の種類及び名称
秋田都市計画区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - (1) 新たに市街化区域とした部分
秋田市
ア 河辺松測字高田及び字街道北
イ 河辺和田字北条ヶ崎、字上中野、字和田、字下夕川原、字下石川及び字岡村
ウ 河辺北野田高屋字雷谷地、字上前田表、字前田表、字榊表、字黒沼下堤下及び字高橋
エ 河辺戸島字七曲台
オ 雄和石田字蟹沢、字苗代沢、字平治ヶ沢、字上大部及び字中大部
カ 雄和妙法字上大部、字平治ヶ沢及び字薊沢
 - (2) 新たに市街化調整区域とした部分
秋田市
ア 河辺松測字高田、字街道北、字街道北下段、字金神、字川原田、字川原田家ノ後、字小川原、字行人塚、字捨り水、字岩箱向、字中村、字下袋、字沼袋、字松測、字風無台、字風無沢出口、字松木台、字三十郎川原、字大土手下、字高山下、字東沢、字餅田沢、字大滝沢及び字大森沢
イ 河辺和田字上中野、字下中野、字和田、字金谷神、字下夕川原、字上石川、字下石川、字石川河原、字岡村、字式田、字式田下袋、字上野、字坂本北、字坂本南、字坂本川向、字宮崎、字高屋敷、字小川向、字大沢口、字堀切沢、字鶉沢及び字松沢
ウ 河辺北野田高屋字大籬沢、字小高、字雷谷地、字上盤昌、字前田、字上前田表、字前田表、字上山井沢、字神田、字茱萸野、字茱萸野表、字茱萸野下川原、字栗山沢、字榊表、字黒沼、字黒沼上堤下、字黒沼下堤下、字下山井沢、字高橋、字高屋、字滝沢、字鼻峰沢、字務沢、字薬師沢、字大木沢、字大稗田沢、字大谷地、字獅子岱、字中山井沢及び字畑務沢
エ 河辺戸島字戸島館、字向川原、字中川原、字稗田、字町尻、字藤島、字大古川、字本町、字ヲソノ、字川苗代、字中田、字野田、字下久保、字丸山、字三嶽、字千刈田、字上高屋、字七曲下、字七曲台、字七曲石坂台、字井戸尻下、字井戸尻台、字沖田表、字大堤下、字野田山小堤下、字大堤山、字上野、字白熊沢、字上祭沢、字北ノ沢駒坂台及び字酌子

オ 河辺赤平字下田表、字境田、字大蟹沢、字新境田、字泉沢、字小蟹沢、字小曾根、字野崎、字樋渡袋、字藤四郎沢、字野田、字中村、字下窪、字藤掛、字田中、字寒水沢、字下川原、字新泉沢、字外川原、字水口沢及び字丸山下

カ 河辺大張野字山根、字堤下、字道ノ下、字水口沢及び字館ノ脇

キ 河辺高岡字萱沢、字佛沢、字岩ノ沢、字源田沢、字蟹沢、字川向中島、字丸山下、字日渡、字河原田下段、字大柳、字山根及び字川原田

ク 河辺豊成字虚空蔵大台滝、字祖神台、字ヲカナ沢、字一ノ割、字古川添、字古川敷、字宮下、字大川越、字館下及び字坂ノ下

ケ 河辺畑谷字川向、字大又、字中村、字丸山、字大沢、字蟹沢及び字岱

コ 河辺諸井字山根、字上諸井、字下諸井、字後野中島、字中道、字野田、字大部、字前田表、字福神、字白山堂前川原及び字下川原

サ 河辺大沢字川向、字堂ノ下、字中島、字中田、字治郷沢及び字苗代沢

シ 河辺岩見字岩見、字野崎、字鍛冶屋敷、字打越、字曲田、字八慶、字関口川原、字会沢、字俄沢及び字筒出

ス 河辺神内字一本柳、字太田面、字坂ノ下、字沢見、字四国、字神内、字田ノ沢、字鶴巻、字堂坂、字鳥井長根、字奈部羅沢、字船沢境、字六枚田、字宇利沢、字大仁加羅沢、字奥出沢、字鎌倉、字鳥越、字沼ノ沢、字樋沢、字万事神及び字妙見

セ 河辺三内字上屋敷、字祇園台、字熊袋、字五郎谷地、字五郎谷地上中野、字五郎谷地溜池下、字五郎谷地中野、字三十苜、字下寺田、字下中島、字新寺田、字外川原、字曾根野、字曾場面、字曾場台、字田尻上野田、字田尻面、字田尻下野田、字館ヶ沢、字鳥海、字鳥海下段、字繫沢、字繫沢下段、字繫沢前田面、字寺田、字道山、字夏田、字飛沢上段、字飛沢下段、字古河、字本木、字山田、字上野、字内沢、字大川原、字大滝ノ沢、字小貝沢、字五郎谷地山根、字田尻中野、字出来淵、字中ノ沢、字野崎及び字曲田

ソ 雄和石田字山田、字前田、字蟹沢、字苗代沢、字平治ヶ沢、字上大部、字中大部及び字下大部

タ 雄和妙法字上大部、字平治ヶ沢、字糠塚、字杉田沢、字槐下、字火石下及び字薊沢

チ 雄和芝野新田字中嶋、字野開、字下袋、字中台、字前田、字前谷地、字新堰下、字山崎谷地、字寺沢、字寺沢家下、字新芝野、字上堰下、字上窪、字上谷地、字辛谷地及び字新寺沢

ツ 雄和田草川字船ヶ沢、字高野、字本田、字鱸、字沖村、字太田、字山崎、字大又、字山崎山、字大沢口、字川向、字沖村東、字沖村西及び字沖村南

テ 雄和椿川字小鹿野戸、字鹿野戸、字鹿野戸谷地、字石坂上、字長者屋敷、字袖ノ沢、字前椿岱、字奥椿岱、字馬坂上、字方福、字地張山、字館ノ下、字岡崎、字川端、字関田、字中村、字中里、字小田清水、字平脇、字堤根、字安養寺、字佛供田、字駒坂台、字滝ノ沢、字山籠、字小友沢、字鳥帽子森、字大又、字軽井沢、字中台及び字新鹿野戸

ト 雄和平尾鳥字柳沢、字中谷地、字長滝、字藤森、字広面、字善知鳥、字西ノ沢、字森ノ前、字修羅沢、字臼ヶ沢、字金井田、字築場、字中山、字古道沢、字野田、字細田、字下野、字蒲田、字田向、字馬落、字中村、字中田、字平尾鳥、字長田、字石名沢、字西野、字外ノ沢、字竹ノ花、字大巻、字田ノ沢及び字小平

ナ 雄和平沢字蟹沢、字袖又、字舟津田、字金沢、字大部、字田中、字鈴田、字湯ノ沢、字小深田、字大面、字中嶋、字関田沢、字三替沢、字白山、字桜屋及び字湯壺

ニ 雄和種沢字野中、字前田、字沼田、字堤ヶ沢、字大沢、字岩瀬、字山王堂、字中村、字太子前、字上谷畑、字記念田、字潜龍寺前、字荒巻、字山田、字釜ヶ沢、字戸草沢、字下谷畑、字道女木、字熊野堂、字種沢、字宮ノ前、字館ヶ沢、字柳林、字稻荷前、字片替及び字金崎

(3) 市街化区域及び市街化調整区域の区分を変更した部分

秋田市

ア 金足下刈字北野及び字雨池

イ 下新城字野字街道端西

ウ 飯島字堀川

エ 添川字地ノ内

オ 桜ガ丘二丁目

カ 桜ガ丘五丁目

キ 下北手梨平字登館

ク 新屋勝平台

ケ 新屋南浜町

コ 新屋町字田尻沢

サ 仁井田字新中島及び字大野

- シ 浜田字町端、字滝ノ下、字滝ノ浦、字滝ノ元、字境川及び字陳ケ原
- ス 下浜長浜字長坂
- セ 下浜羽川字下野、字水垂、字下山及び字浜稻場
- ソ 四ツ小屋末戸松本字地蔵田及び字坂ノ上

3 都市計画の変更年月日 平成26年7月1日

秋田県告示第353号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を秋田県建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年7月1日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 都市計画の種類及び名称
河辺都市計画道路（3・3・1号神内和田線、3・4・4号和田駅前線及び3・4・5号石川和田駅線）、河辺都市計画公園（9・7・1号秋田県立中央公園）並びに秋田都市計画、男鹿都市計画、五城目都市計画、八郎潟都市計画及び河辺都市計画下水道（秋田湾・雄物川流域下水道臨海処理区）の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分 なし
- 3 都市計画の変更年月日 平成26年7月1日

秋田県告示第354号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を秋田県建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年7月1日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 都市計画の種類及び名称
上小阿仁都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分 上小阿仁都市計画の区域
- 3 都市計画の変更年月日 平成26年7月1日